第13号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例(昭和34年亀岡市条例第7号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月29日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例(昭和34年亀岡市条例第7号)の一部 を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に 改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る亀岡市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、 なお従前の例による。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 産科医療補償制度の見直しによる健康保険法施行令の一部改正 に伴い、出産育児一時金の額を1児につき408,000円(現 行404,000円)に改めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和4年1月1日から施行すること。